

第2号様式

営業秘密侵害事犯の積極的な取締り等の推進について（概要）

（令和3年3月17日 鹿生環第4号）

本通達は、営業秘密侵害事犯の積極的な取締り等の推進に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 積極的な取締りと本部主管課との連携
- 営業秘密保護対策官の指定等
- 企業・関係省庁等との連携
- 営業秘密侵害事犯により生じた犯罪収益等の没収、追徴事案に係る報告

等である。